

○笠間市手数料条例

平成18年3月19日

条例第57号

別表第1（第2条関係）

（平20条例18・平20条例19・平21条例13・平23条例3・平24条例22・平27条例26・平28条例4・平28条例25・一部改正）

手数料を徴収する事務等	手数料の金額
<p>(32) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項又は第2項の規定に基づく開発行為許可申請手数料</p>	<p>(1) 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為の場合 開発区域の面積が 0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき 45,000円 0.6ヘクタール以上1.0ヘクタール未満のとき 90,000円 1.0ヘクタール以上3.0ヘクタール未満のとき 130,000円 3.0ヘクタール以上6.0ヘクタール未満のとき 180,000円 6.0ヘクタール以上10.0ヘクタール未満のとき 220,000円 10.0ヘクタール以上 310,000円</p> <p>(2) 主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為の場合 開発区域の面積が</p>

	<p>0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき 67,000円</p> <p>0.6ヘクタール以上1.0ヘクタール未満のとき 130,000円</p> <p>1.0ヘクタール以上3.0ヘクタール未満のとき 210,000円</p> <p>3.0ヘクタール以上6.0ヘクタール未満のとき 280,000円</p> <p>6.0ヘクタール以上10.0ヘクタール未満のとき 350,000円</p> <p>10.0ヘクタール以上 490,000円</p> <p>(3) (1)及び(2)以外の場合 開発区域の面積が</p> <p>0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき 200,000円</p> <p>0.6ヘクタール以上1.0ヘクタール未満のとき 270,000円</p> <p>1.0ヘクタール以上3.0ヘクタール未満のとき 400,000円</p> <p>3.0ヘクタール以上6.0ヘクタール未満のとき 530,000円</p> <p>6.0ヘクタール以上10.0ヘクタール未満のとき 680,000円</p> <p>10.0ヘクタール以上 910,000円</p>
(33) 都市計画法第35条の2の規定に基づく開発行為変更許可申請手数料	<p>変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が910,000円を超えるときは、その手数料の額は910,000円とする。</p>

- (1) 開発行為に関する設計の変更
((2) のみに該当する場合を除く。)
は、開発区域の面積 ((2) に規定する
変更を伴う場合にあつては変更前の開
発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場
合にあつては縮小後の開発区域の面積)
に応じ開発行為許可申請手数料に規定
する額に 10 分の 1 を乗じて得た額。た
だし、縮小後の開発区域の面積が前項
(1) に該当する開発行為であつて、0.
1 ヘクタール未満の区域は、10,000
円、0.1 ヘクタール以上 0.3 ヘク
タール未満の区域は 22,000 円に 1
0 分の 1 を乗じて得た額、前項 (2) に
該当する開発行為であつて、0.1 ヘク
タール未満の区域は、13,000 円、
0.1 ヘクタール以上 0.3 ヘクタール
未満の区域は 31,000 円に 10 分の
1 を乗じて得た額、前項 (3) に該当す
る開発行為であつて、0.1 ヘクタール
未満の区域は、90,000 円、0.1
ヘクタール以上 0.3 ヘクタール未満の
区域は 130,000 円に 10 分の 1 を
乗じて得た額
- (2) 新たな土地の開発区域への編入に
係る都市計画法第 30 条第 1 項第 1 号
から第 4 号までに掲げる事項の変更に
ついては、新たに編入される開発区域の
面積に応じ開発許可申請手数料に規定
する額。ただし、新たに編入される開発

	<p>区域の面積が前項（１）に該当する開発行為であって、０．１ヘクタール未満の区域は、１０，０００円、０．１ヘクタール以上０．３ヘクタール未満の区域は２２，０００円、前項（２）に該当する開発行為であって、０．１ヘクタール未満の区域は、１３，０００円、０．１ヘクタール以上０．３ヘクタール未満の区域は３１，０００円、前項（３）に該当する開発行為であって、０．１ヘクタール未満の区域は、９０，０００円、０．１ヘクタール以上０．３ヘクタール未満の区域は１３０，０００円</p> <p>（３） その他の変更については １０，０００円</p>
<p>（３４） 都市計画法第４２条第１項ただし書の規定に基づく予定建築物等以外の建築等許可申請手数料</p>	<p>１件につき ２７，０００円</p>
<p>（３５） 都市計画法第４５条の規定に基づく開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料</p>	<p>（１） 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの又は主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が１ヘクタール未満のものである場合 １件につき １，８００円</p>

	<p>(2) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ヘクタール以上のものである場合 1件につき 2,800円</p> <p>(3) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が(1)及び(2)以外のものである場合 1件につき 18,000円</p>
<p>(36) 都市計画法第47条第5項の規定に基づく開発登録簿の写しの交付手数料</p>	<p>用紙1枚につき 500円</p>
<p>(37) 開発行為証明手数料</p>	<p>1通につき 400円</p>